

令和6年度 健全化判断比率

(単位：％)

区 分	令和6年度	令和5年度	増 減	増 減 率	区 分	令和6年度	令和5年度	増 減	増 減 率
1 実質赤字比率 (早期健全化基準)	— (13.86)	— (13.94)	—	—	3 実質公債費比率 (3ヶ年平均) (早期健全化基準)	5.5 (25.0)	5.7 (25.0)	△ 0.2	△ 3.5
2 連結実質赤字比率 (早期健全化基準)	— (18.86)	— (18.94)	—	—	4 将来負担比率 (早期健全化基準)	— (350.0)	— (350.0)	—	—

赤字がない場合及び比率が算定されない場合は「—」と表示する

- ・実質赤字比率は標準財政規模に対する一般会計の赤字の割合を示す数値です。一般会計は黒字でしたので数値は「無し(—)」となっています。
- ・連結実質赤字比率は上記の一般会計に特別会計、企業会計の赤字を連結した数値です。こちらも連結で黒字でしたので数値は「無し(—)」となっています。
- ・実質公債費比率は標準財政規模に対する令和6年度に支出した公債費(借入金の返済)などに充てた一般財源の割合で5.5ポイントとなっています。
- ・将来負担比率は標準財政規模に対する将来支出することが確定している金額(退職手当や公債費など)に充てる一般財源の割合です。この将来負担額を充当可能財源等が上回っていますので数値は「無し(—)」となっています。
- ・それぞれの比率の下の方の数値は早期健全化基準で、この数値を超えると早期健全化団体となり、計画をたてて財政健全化に取り組まなければなりません。

令和6年度 資金不足比率

(単位：％)

区 分	令和6年度	令和5年度	増 減	増 減 率
1 水道事業会計 (経営健全化基準)	— (20.00)	— (20.00)	—	—
2 下水道事業会計 (経営健全化基準)	— (20.00)	— (20.00)	—	—

資金不足が生じない場合は「—」と表示する

- ・資金不足比率は公営企業会計の事業の規模に対する資金の不足額の割合です。どの会計も資金不足額はありせんので、比率は「無し(—)」となっています。